

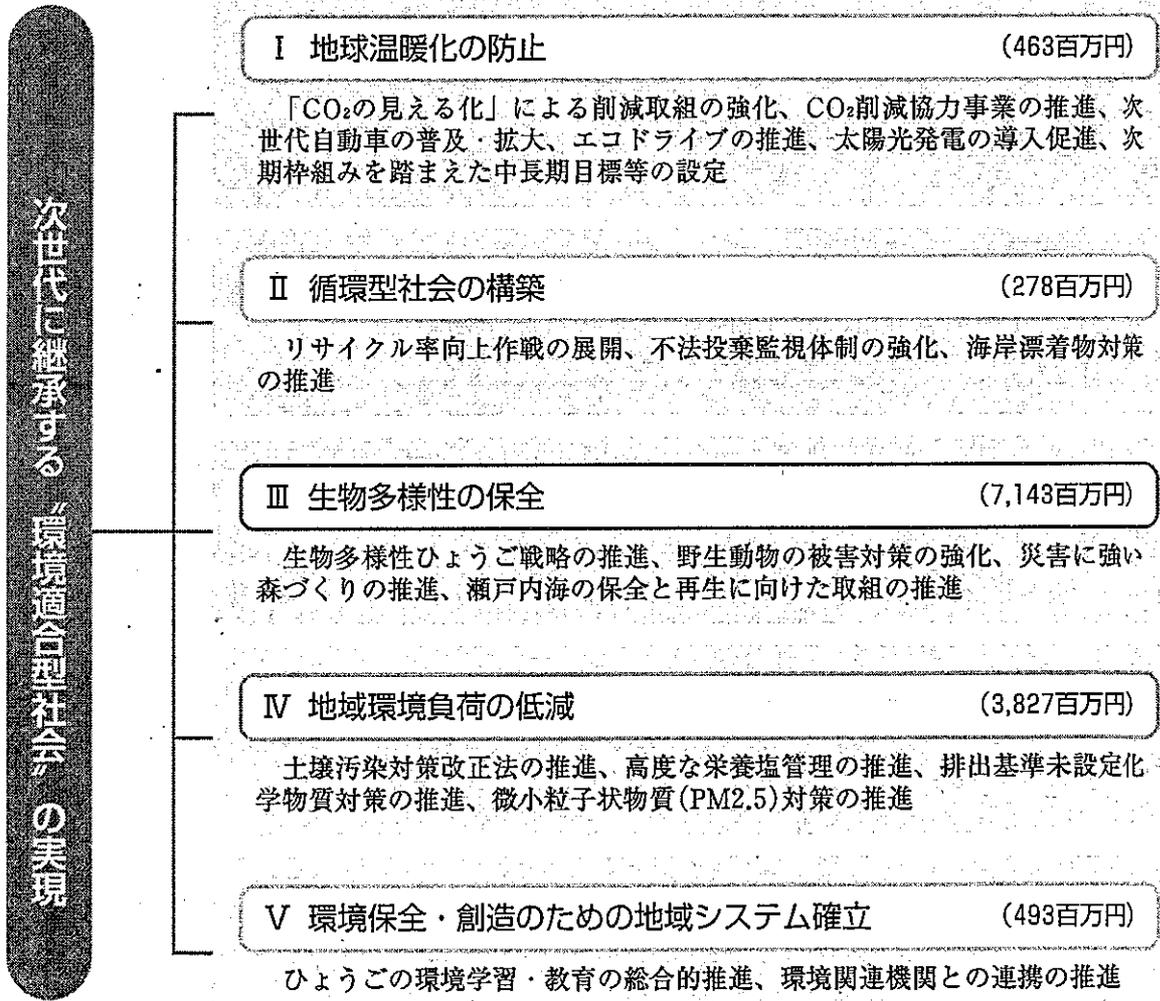
# 平成22年度 農政環境部（環境関係）重要施策の概要

## 《施策展開方向》

平成22年度の環境施策の展開にあたっては、環境問題が次世代にも影響を及ぼす地球温暖化など地球規模での課題となっていること等に対応し、「次世代に継承する“環境適合型社会”の実現」を基本目標として平成20年12月に策定した第3次兵庫県環境基本計画を着実に推進します。

このため、環境基本計画における環境施策の展開方向である、地球温暖化の防止、循環型社会の構築、生物多様性の保全、地域環境負荷の低減、環境保全・創造のための地域システム確立に向け、環境の保全と創造に関する施策の総合的な推進を図ります。

## 《施策体系と予算》



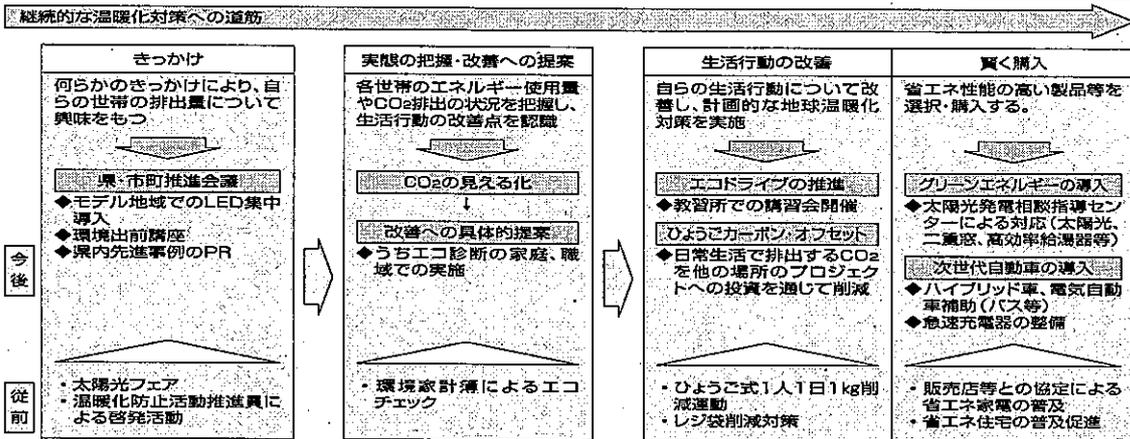
【平成22年度 環境関係予算 12,204百万円 ※人件費等を除く】

# I 地球温暖化の防止

## 1 「CO<sub>2</sub>見える化」による削減取組の強化

CO<sub>2</sub>排出量の伸び率の大きい民生家庭部門の対策として、CO<sub>2</sub>削減取組に関心がない、もしくは関心はあるが具体的な取組を行っていない家庭で、その取組の底上げを図ります。各家庭のCO<sub>2</sub>排出源の実情と、各家庭にあった具体的な取組を提示できる「うちエコ診断」を全県的に展開し、家庭での具体的、効果的な行動に繋がります。

### 家庭における温暖化対策



## 2 CO<sub>2</sub>削減協力事業の推進

大規模事業者が中小事業者に技術・資金等を支援し、共同して追加的に削減した排出量を大規模事業者に移転するCO<sub>2</sub>削減協力事業を推進します。

### (1) CO<sub>2</sub>削減協力事業相談センターによる仲介機能の充実

- ア 中小事業者におけるCO<sub>2</sub>削減プロジェクトの実施を促進するため、CO<sub>2</sub>削減協力事業相談センター（H21.7開設）による省エネ相談、国内クレジット制度への申請支援等を行います。
- イ 新たな仕組みとして、同センターが中小事業者から生まれるCO<sub>2</sub>削減クレジットを集約し、大規模事業者の支援の仲介を行い、プロジェクトのスムーズなマッチングを目指します。

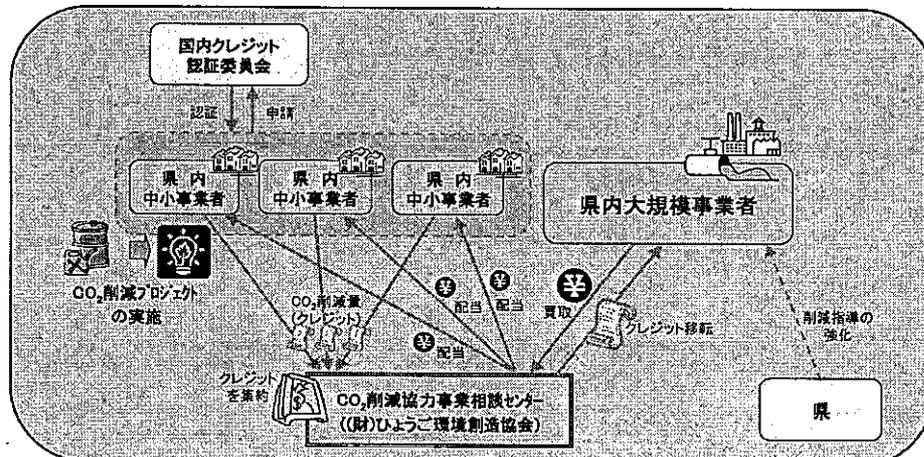
### (2) 仲介の仕組み

従来：大規模事業者（購入者）とのマッチングが成立した案件を国内クレジット制度に申請

課題：購入者が決まらなると削減プロジェクトの申請ができない

新方式：①中小事業者と相談センターとの共同事業として国内クレジット制度に申請（購入者が決まらない時点でプロジェクト申請）

②相談センターがクレジットを集約し、大規模事業者のニーズに合わせた量で販売。買取による収益は同センターから中小事業者に配当



# I 地球温暖化の防止

## 3 次世代自動車の普及・拡大、エコドライブの推進

### (1) 次世代自動車の普及・拡大

#### ア ハイブリッド車等導入補助

天然ガス、ハイブリッドトラック・バス等に対する低公害車普及促進補助事業を推進します。(国土交通省協調補助)

#### イ 電気自動車用急速充電器の設置

走行距離の短い電気自動車の利便性を向上させるため、京都府、大阪府と連携し、30分程度で満充電が可能な急速充電器を県下に計画的に配置します。

### (2) エコドライブの推進

兵庫県指定自動車教習所協会と連携し、燃費改善に効果のあるエコドライブを自動車教習所を核として教習生や県民に一層の普及を図ります。

## 4 太陽光発電の導入促進

グリーンエネルギー10倍増作戦の目標達成(H22)に向け、更なる利用拡大を進めます。

- ・家庭系：余剰電力買取制度の周知等太陽光発電相談指導センター(H21.7設置)におけるきめ細やかな相談対応
- ・業務系：太陽光発電設置補助制度の活用促進  
(10kW未満：県補助、10kW以上：国補助)

#### 【県補助概要】

小規模事業者等による太陽光発電設備(10kW未満)と省エネ・断熱設備の設置に対して補助を行います。

- ・太陽光発電：3.5万円/kW
- ・省エネ・断熱：上限25万円(1/3補助)

#### 省エネ・断熱設備

LED照明器具、潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器、自然冷媒ヒートポンプ給湯器、太陽熱温水器(自然循環式)、ソーラーシステム(強制循環式)、建物の断熱改修



太陽光発電相談センターでの相談状況

## 5 次期枠組みを踏まえた中長期目標等の設定

H22年度に計画期間を終了する現地球温暖化防止推進計画について、今後示されるポスト京都議定書の枠組み及び国の中長期目標を踏まえ、環境審議会にて次期計画の目標設定及び目標達成に必要な対策等の検討を行い、次期推進計画を策定します。

また、同様に計画期間が終了する「グリーンエネルギー推進プログラム」について、次期推進計画に統合を図ります。

### (1) 検討事項

- ・温室効果ガス削減に係る中期目標、グリーンエネルギー導入目標の設定
- ・排出量取引制度等の国と県の役割分担の明確化
- ・2020年までの技術開発の動向
- ・実効性ある温室効果ガス削減方策

### (2) 次期計画策定に向けた調査(委託業務)

環境審議会で検討された目標を達成するための施策を検討するとともに、施策による排出量削減効果、新エネルギー省エネルギー技術等について調査を行います。

## II 循環型社会の構築

### 1 リサイクル率向上作戦の展開

リサイクル率向上のため、各種取組を展開し、再生利用率25%の目標達成を図ります。

#### (1) 容器包装リサイクルの推進

ア 「第6期兵庫県分別収集促進計画」(計画年度：H23～H27)の策定

各市町の取組状況についてヒアリングを行い、特に取組が遅れている「その他紙」「その他プラスチック」についての取組強化を促進します。

〔10品目分別収集取組市町割合 ①51%→②100%〕  
〔容器包装廃棄物分別収集率 ①29%→②50%〕

イ レジ袋削減・マイバック持参県民運動の継続的展開

地域別循環型社会づくり推進会議における取組、市町の協定締結を促進します。

ウ 再生利用施設(リサイクルプラザ、ストックポート等)整備の促進(環境省交付金事業の活用)

#### (2) セメントリサイクル事業の推進

市町のごみ焼却施設から排出される焼却灰及びばいじんの再資源化(セメント原料化)を図るため、(財)ひょうご環境創造協会と住友大阪セメント㈱の共同事業によるセメントリサイクル事業を進めます。(再生利用量H27:32千t)

#### (3) 都市鉱山(レアメタル)・都市油田(廃食用油)のリサイクルの推進

ア 使用済携帯電話

回収協力店を募り回収拠点の拡大と県民への普及啓発を図ります。また、ひょうごエコタウン推進会議において、レアメタルの効率的リサイクルの技術検討を行います。

イ 家庭系廃食用油

県市町廃棄物処理協議会を通じて市町における取組を促進します。

### 2 不法投棄監視体制の強化

不法投棄の早期発見、早期対応を図るため、不適正処理監視員による監視・指導と併せ、不法投棄監視調査員による人工衛星画像を活用した監視パトロールや県警のスカイパトロールとの連携など監視体制の一層の強化を図ります。

### 3 海岸漂着物対策の推進

海岸漂着物処理推進法に基づく地域計画の策定及び海岸管理者等による海岸漂着物の円滑な回収・処分により、海岸における良好な景観及び環境を保全します。

#### (1) 地域計画の策定(日本海沿岸、瀬戸内海沿岸)

[地域計画に盛り込む事項]

- ・海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
- ・関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

#### (2) 海岸漂着物対策推進協議会の運営

(日本海沿岸、瀬戸内海沿岸)

地域計画の作成に関する協議や海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を実施する。

[協議会の構成]

県(環境整備課、港湾課、漁港課、水産課、県民局)、市町、地域住民、漁業関係者、有識者等20名程度

#### (3) 県管理海岸の海岸漂着物等の回収・処分

県下44か所、年間回収見込量：239トン



豊岡市における海岸漂着状況

### Ⅲ 生物多様性の保全

#### 1 生物多様性ひょうご戦略の推進

「生物多様性ひょうご戦略」に基づき、行政、NPO、事業者、県民等の生物多様性の保全・再生活動を推進するための基盤を整備します。

##### (1) 公共工事等の事業実施時における生物多様性の視点の確保

- ア 新たなレッドデータブック等の作成
- イ 生物多様性配慮指針の作成
- ウ 生物多様性アドバイザーの設置

##### (2) ひょうごの貴重な自然再生プロジェクト50の推進

NPO等が実施している生態系保全・再生を図る活動のうちから50のモデルプロジェクトを選定し、県民の生物多様性の理解の促進と参画を促します。

##### (3) NPO等の活動発表会の開催

NPO等が相互に情報共有や交流を図るための活動発表会の開催

##### (4) 生物多様性を先導する兵庫からの発信

10月の名古屋市でのCOP10の開催に先立ち、生物多様性に関する県民の理解を深めることを目的に神戸市でシンポジウムを開催します。

##### (5) COP10 (H22.10.11~29) での兵庫県の取組の発信

- ア 会場内でのサイドイベントの開催 (本県の先進的取組の説明と意見交換)
- イ ブース展示 (パネル・ビデオによる取組紹介等)
- ウ 生物多様性国際自治体会議への参加
- エ 生物多様性ひょうご戦略パンフレット (日・英語版) の配布

#### 2 野生動物の被害対策の強化

シカの生息頭数に顕著な減少傾向がみられないため、生息密度が高い重点地域で捕獲を強化するとともに、捕獲意欲を高めるためにシカ肉の需要拡大を図ります。

##### (1) シカ被害対策の強化

###### ア シカ捕獲拡大 (3万頭捕獲) 緊急対策の実施

(年間捕獲目標: H21 20,000頭→H22 30,000頭)

###### (ア) 広域一斉捕獲の強化 (年間捕獲目標8,500頭)

市町捕獲目標 (全県6,000頭) を上回る捕獲に対する捕獲報償費の追加支給や、生息密度の高い地域での箱わなによる捕獲を推進します。

###### (イ) 狩猟による捕獲の推進

狩猟期間中のシカ捕獲について、狩猟者に対して捕獲報償費を支給します。

###### (ロ) シカ大量捕獲方式による捕獲の推進

森林動物研究センターが開発した新型大量捕獲方式を重点地域に設置して捕獲拡大を図るとともに、その普及を図ります。

###### (ハ) わなの整備による新たな捕獲体制の構築

市町が整備したわなを地元猟友会が設置して、わなの見回りやエサの交換等の作業を地元集落が協力するという新たな捕獲体制を構築します。

###### イ 狩猟後継者の育成・確保

狩猟免許講習会への支援、市町・JA職員等を対象とした現地体験会を開催します。

###### ウ シカ肉の需要拡大

飲食業者や食肉販売業者等を対象に、シカ肉ガイドラインに基づいて供給する肉の安全性のPRや加工研修会を開催。また、学校栄養職員やPTA等を対象とした試食会や安全性等に関する勉強会を開催して給食での活用促進を図るとともに、シカ肉フェア、イベントへの出展、調理技術講習会等を開催します。



狩猟体験会

### Ⅲ 生物多様性の保全

#### Ⅰ 被害防止対策の強化

##### (ア) 鳥獣被害防止総合対策の実施

鳥獣被害防止特措法により市町が作成する被害防止計画に基づく個体数調整、被害防除などの取り組みに対して総合的な支援を行います。

##### (イ) 野生動物防護柵の設置支援

防護柵の新規設置への支援に加え、既設防護柵の高さアップ等の機能向上への支援を行います。

##### (ウ) シカ侵入経路遮断技術の開発

作業道や水路など防護柵の設置が困難な箇所でのシカの侵入を防止するため、比較的安価で設置しやすい工作物を利用した侵入経路遮断技術の開発を行います。

##### (エ) 野生動物を集落に寄せ付けない営農技術の導入

被害が甚大な集落において、野生動物の嫌う作物の栽培やひこ生え処理、牛の放牧等の営農管理技術導入の指導を行います。

##### (オ) 野生動物被害補償事業の拡充

被害農家の救済を図るため、国の農業共済制度補完する本県独自制度を継続実施するとともに、加入要件の緩和等により被害地域の加入促進を図ります。

#### (2) サル被害対策の強化

個体数を毎年調査し、人馴れの進んだ問題個体の捕獲、個体数増による被害区域の拡大や群れ分裂回避（1群あたりオトナメス20頭程度）のための捕獲を支援します。

#### (3) 外来生物（アライグマ・ヌートリア）被害対策の強化（年間捕獲目標 6,000頭）

市町が実施する捕獲・安楽死処分に対して支援するとともに、適切な設置場所、誘引エサなどの捕獲方法等について、捕獲名人の技術をマニュアル化して普及を図ります。

### 3 災害に強い森づくりの推進

#### (1) 5か年計画の着実な達成

項目	全体計画	H21（見込）	H18～21累計	進捗	H22計画
緊急防災林整備	11,700ha	2,359ha	9,635ha	82%	2,340ha
里山防災林整備	2,000ha	428ha	1,709ha	85%	450ha
針葉樹林と広葉樹林の混交林整備	1,000ha	184ha	861ha	86%	200ha
野生動物育成林整備	1,000ha	227ha	872ha	87%	145ha
計	15,700ha	3,198ha	13,077ha	83%	3,135ha

#### (2) 事業の拡充

昨年8月の台風でも、災害に強い森づくり事業地では被害が軽微であった一方で、谷筋などの集水地形や浸食を受けやすい土壌では崩壊が発生したほか、溪岸浸食等に伴う流木が被害を拡大したため、人工林の防災機能強化と流木対策を現計画に追加・拡充して実施します。

##### ア 緊急防災林整備の拡充；平成22年度 40箇所計画

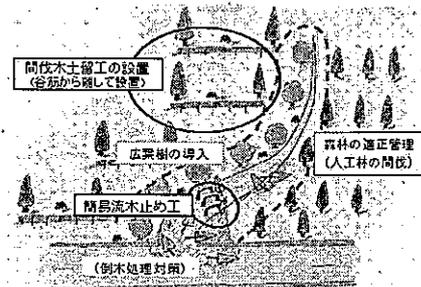
被災溪流において、溪流内の危険木の除去、災害緩衝林の整備（広葉樹植栽等）、簡易流木止め施設（鋼製）の設置、基本計画調査を実施します。

##### イ 針葉樹林と広葉樹林の混交林整備の拡充実施；平成22年度200ha

大面積の高齢針葉樹林において、部分伐採の促進と広葉樹植栽による災害に強い針広混交林の造成を追加実施します。

#### (3) 県民への情報発信

事業実施状況や事業検証委員会で明らかになった整備効果等について、ホームページや広報誌、イベントでの展示、現地見学会やシンポジウムの開催など、県民に見えやすく、わかりやすい形で情報発信していきます。

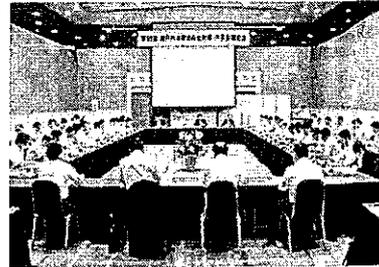


流木被害防止のために「森づくり」のイメージ

### Ⅲ 生物多様性の保全

#### 4 瀬戸内海の保全と再生に向けた取組の推進

現行の法制度で十分な対応ができない課題に対処するため、新たな法律を整備する取組を「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」や関係国会議員と連携して推進するとともに、千種川河口と相生湾をフィールドとした「播磨灘の里海づくり」のモデル事業の実施など、瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生することをめざしています。



瀬戸内海環境保全知事・市長会議

### Ⅳ 地域環境負荷の低減

#### 1 土壤汚染対策改正法の推進

大幅な法改正に伴い、知事による土壤汚染に関する情報の収集の規定が盛り込まれたことから、土壤の特性・性状等に関する情報の収集・整理を行い、改正法の円滑な施行を図ります。

##### 【主な改正内容】

- 対象の拡大
  - ・3,000㎡以上の土地改変を行う場合を追加(従来は、有害物質使用工場を平成15年2月15日以降廃止した場合に限定)
- 土壤汚染のおそれを判断し、汚染のおそれがある場合は、土壤調査を県が命令
- 土壤汚染の区域を区分して県が指定(従来は、区分なし)
  - ・要措置区域(健康被害が生じるおそれがある場合(地下水の飲用等で判断))
  - ・形質変更時要届出区域(健康被害が生じない場合)
- 汚染土壤処理業に係る許可制度の創設
- 汚染土壤の運搬基準、処理委託基準の違反者への措置命令

##### (1) 土壤汚染対策法改正に係る周知

県、政令市(7市)と合同説明会を開催(対象:工場所有者等)

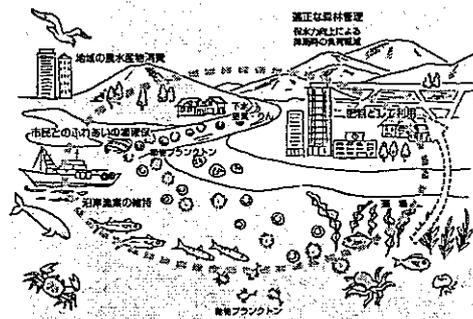
##### (2) 土壤汚染に関する情報の収集及び整理

- ア 対象地域及び周辺の現地調査
- イ 土地履歴に係る情報収集・整理(過去に有害物質を使用し、既に特定施設が廃止された事業場データ等)
- ウ 自然由来に係る有害物質の特性、性状等の基礎的な情報を把握
- エ 井戸情報等を収集・整備(井戸の設置状況、諸元、飲用の有無)

##### (3) 汚染土壤処理業許可に係る審査等

汚染土壤処理施設の審査及び汚染土壤の運搬基準遵守の指導

沿岸海域のイメージ



#### 2 高度な栄養塩管理の推進

瀬戸内海の水質は一定の改善をみたが、赤潮、貧酸素水塊の発生やノリの色落ちも発生しています。

このため、新たな法整備の活動を進めるとともに、環境省事業(平成22~24年度)に参画して持続可能な海域利用に適した高度な栄養塩類(窒素・りん)の管理を推進します。

## IV 地域環境負荷の低減

### (1) 物質循環量の調査

流入域における栄養塩類の発生状況や海域での水質・底質の変化傾向、陸域・海域での耕作や漁獲による固定量と消費状況など、地域における栄養塩類の循環状況を調査把握します。

### (2) 物質収支モデルの構築

水質の動向や生産量等の物質循環量を踏まえ、地域における栄養塩類の循環状況を再現する数値モデルを構築します。

### (3) 環境評価手法の開発

(1)、(2)の調査結果を基に、円滑な栄養塩類循環のための診断、評価を行い、効果的な対策を検討します。(栄養塩類の季節的管理手法等)

## 3 排出基準未設定化学物質対策の推進

POP<sup>※</sup>s(残留性有機汚染物質)条約に追加(平成21年5月)された有機フッ素化合物等について、大気、水質及び底質を対象に実態を把握し、第3次兵庫県環境基本計画に掲げる予防原則に基づき、残留性、毒性等の高い未規制化学物質による環境リスクの低減を図ります。

### (1) 環境汚染実態調査

#### ア 対象物質

有機フッ素化合物、臭素系難燃剤 計9物質

#### イ 調査地点数(調査回数)及び調査地点

調査地点数:大気2地点及び水質6地点(年2回)、底質4地点(年1回)

調査地域:東播磨・北播磨(加古川及び周辺河川・海域)

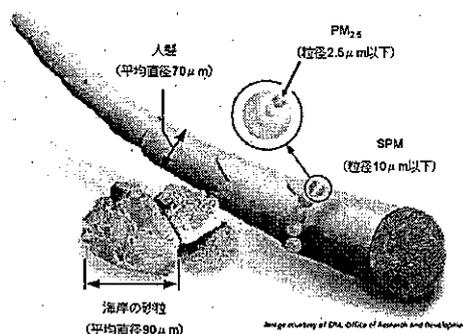
### (2) 排出基準未設定化学物質評価検討委員会

学識経験者等で構成する委員会を開催(年2回)し調査項目、調査方法、調査地点等についての助言や、調査結果に対する評価・検討、対応方法の助言を受けます。

## 4 微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)対策の推進

粒径が小さいため肺の奥に入りやすく健康被害が懸念される微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)について、平成21年9月に環境基準が設定されました。このため、県では、PM<sub>2.5</sub>自動測定機による常時監視(大気汚染防止法第22条)を実施します。

また、PM<sub>2.5</sub>の発生源は多岐にわたり、大気中での挙動も複雑であるため、より効果的な対策について検討するためPM<sub>2.5</sub>中に含まれる成分濃度を把握します。



様々な粒子の大きさ  
(米国環境保護庁(EPA)ホームページを引用・改変)

### (1) スクリーニング調査及び成分把握調査

県下のPM<sub>2.5</sub>濃度の状況を把握するとともに成分分析を行います。

### (2) 監視網整備計画の策定

国から示される事務処理基準並びにスクリーニング調査等の結果を踏まえ、PM<sub>2.5</sub>常時監視体制について検討を行います。

### (3) 自動測定機設置、大気汚染監視システムとの接続、測定・公表開始

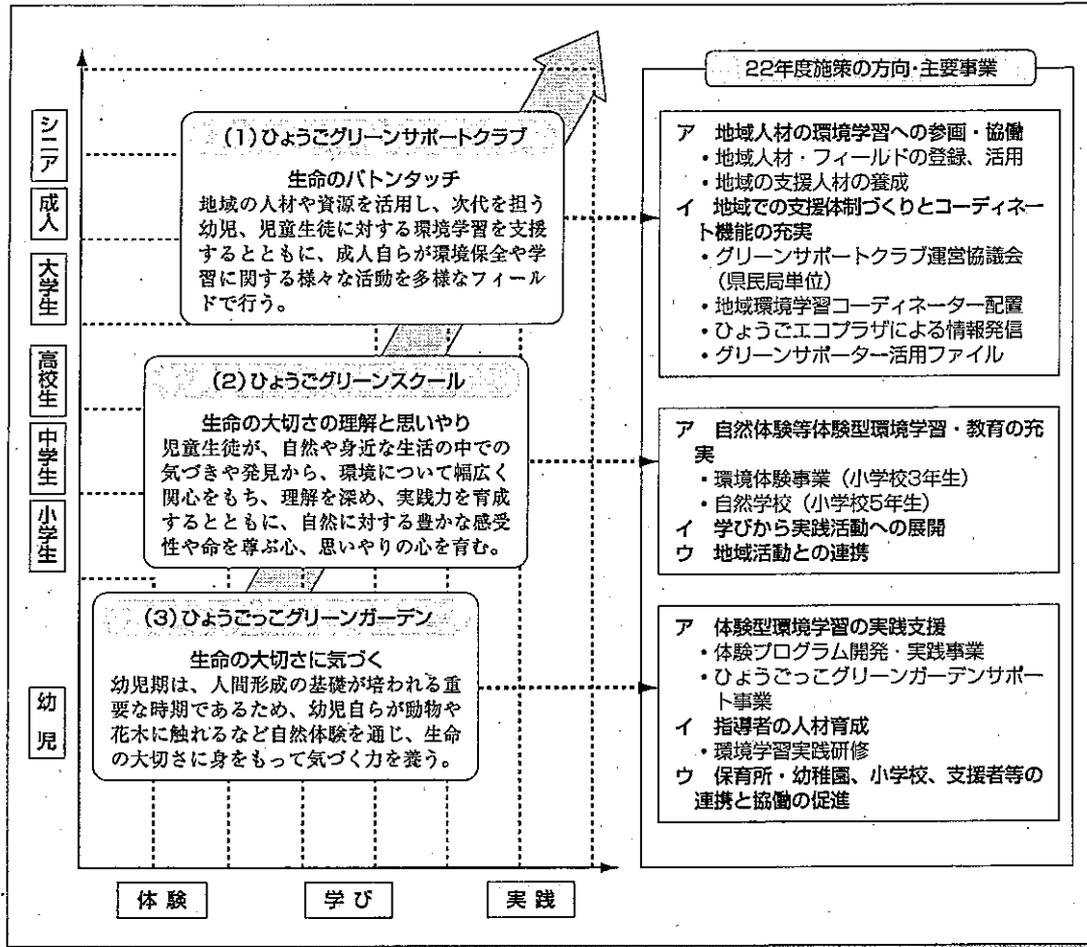
平成23年度以降、監視網整備計画に従い常時監視を開始します。

# V 環境保全・創造のための地域システム確立

## 1 ひょうごの環境学習・教育の総合的推進

環境や生命を大切に思う“こころ”を育み、学習から実践へとつなげていくため、幼児期からシニア世代までのそれぞれのライフステージに応じて、体験を基本とし体系的なプログラムを内容とする環境学習・教育を推進します。

特に、生物多様性の保全への理解を促進する環境学習・教育の充実を図ります。



## 2 環境関連機関との連携の推進

本県に立地している専門機関であるアジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)センター、(財)地球環境戦略研究機関(IGES)関西研究センター、(財)国際エメックスセンターの活動支援を通じて、相互の交流・連携を推進し、政策研究の成果を環境施策に反映していきます。



〈IGES国際シンポジウムの模様〉